

船舶事故等調査報告書

平成22年12月16日
運輸安全委員会（海事専門部会）議決

事故等番号	2010横第36号	
事故等種類	座洲	
発生日時	平成21年12月17日 01時20分ごろ	
発生場所	東京都小笠原村硫黄島飛行場灯台から真方位274° 1.8海里付近 (概位 北緯24° 46.9′ 東経141° 17.4′)	
事故等調査の経過	平成22年3月16日、本インシデントの調査を担当する主管調査官 (横浜事務所)を指名した。 原因関係者から意見聴取を行った。	
事実情報 船種船名、総トン数 船舶番号、船舶所有者等	貨物船 第六十八 ^{しんこう} 伸光丸 499トン 140135、独立行政法人鉄道建設・運輸施設整備支援機構及び伸光 産業株式会社	
乗組員等に関する情報	船長、三級海技士（航海）	
死傷者等	なし	
損傷	なし	
事故等の経過	本船は、船長ほか5人が乗り組み、硫黄島西岸沖において、船尾からも やい索を係船ブイに取り、西に船首を向けて錨泊中、走錨して平成21年 12月17日01時20分ごろ付近の浅瀬に乗り揚げた。	
気象・海象	気象：天気 雨、風向 北西、風力 5 海象：潮汐 上げ潮の初期、波高 約2.5m	
その他の事項	本船は、満潮時を利用し、06時11分ごろに自力離洲した。 本船は、水深約25mのところ、左舷錨鎖を約1節、右舷錨鎖を約1. 5節それぞれ伸出させていた。 船長は、水深の確認と錨鎖の伸出する長さを指示しなかった。 本船は、乗り揚げたとき、船首が東方に向き、船尾のもやい索は切れて いた。	
分析	乗組員等の関与 船体・機関等の関与 気象・海象の関与 判明した事項の解析	あり なし あり 本船は、硫黄島西岸沖において錨泊中、錨鎖の 伸出量が短かったため、風圧力などを越える把駐 力が得られずに走錨して付近の浅瀬に乗り揚げた ものと考えられる。
原因	本インシデントは、夜間、本船が、硫黄島西岸沖において錨泊中、錨鎖 の伸出量が短かったため、走錨して付近の浅瀬に乗り揚げたことにより発 生したものと考えられる。	